兵庫県は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

各項目の現状・課題・評価指標等

令和6年8月19日 兵庫県福祉部児童家庭課

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組 (意見聴取・意見表明等支援等)

論点	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現状・課題
	計画改定にあたっての留意事項	現仏・赤越
こどもへの意見聴取等措置について	・措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施・言葉による意見聴取が困難な場合等もコミュニケーションツールの活用等により最大限配慮・聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討・措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に説明	【現状】各こども家庭センター(児童相談所)において「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえた意見聴取等の取組みを始めている。 【課題】各センターで統一した意見聴取項目や方法等のブラッシュアップ
意見表明等支援事業について	・意見表明等支援事業を適切かつ積極的に実施 ・こどもや関係者への十分な説明、こどものアクセシビリティへ の十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備 ・多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保に取組 み、こどものニーズに合わせて速やかに対応できる体制整備に努 める ・児童相談所等の関係機関が、こどもの意見又は意向についてそ の最善の利益を考慮して組織的に検討し、結論と理由をこどもに 十分説明するよう、関係者の理解醸成等の環境整備に努める	【現状】一時保護又は施設等入所中の児童から第三者への意見表明の要望があれば、兵庫県弁護士会に派遣を依頼した意見表明支援員(弁護士)によりこどもの意見を聴取を行う。 【課題】児童、施設職員、里親等への制度周知、理解。意見表明支援員の養成
こどもの権利擁護に係る環境 整備について	・児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める ・分かりやすい権利学習機会の提供、意見を表明する上で使える 手段(SNS、電話、手紙、定期的な意見表明等支援員の訪問その他 こどもが意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段)の 周知等 ・社会的養育に関わる関係職員に対する研修の定期的実施 ・社会的養護施策の検討の際の、社会的養護当事者の委員として の複数参画等(参画に当たっては第三者による支援)	【現状】意見表明支援事業を利用したにも関わらず、こどもに不利益な状況が続く疑いがある判断するケースについて、調査を行い、その結果、正当な理由なくこどもに不利益な状況が続いていると判断されたケースについて、児童相談部会へ諮問する。 【課題】制度の定着、児童へのフィードバックの徹底。

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
社会的養育に関わる関係職員及びこども自身に 対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研 修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	社会的養育に関わる関係職員に対するこどもの権利 や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の 実施回数、受講者等数	「こども自身に対する」 を削除 →担当心理司等から全て の対象児童に説明を行う。
意見表明等支援事業を利用可能なこども及び利用したこどもの人数、第三者への委託状況	【同左】 意見表明等支援事業を利用可能なこども及び利用し たこどもの人数、弁護士会への委託状況	
こどもの権利擁護に関する取組に係るこども本 人の認知度・利用度・満足度及びこどもの権利 に関する理解度	【同左】 こどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の 認知度・利用度・満足度及びこどもの権利に関する 理解度	「満足度」をどのように 確認するか、今後検討。
児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関 する専門部会等設置状況、意見の申立てがあっ た件数	【同左】 児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する 専門部会等設置状況、意見の申立てがあった件数	
社会的養護施策策定の際の検討委員会への参画 の有無、ヒアリング等の実施の有無	【同左】 社会的養護施策策定の際の検討委員会への参画の有 無、ヒアリング等の実施の有無	

2 市町のこども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組

①相談支援体制の整備

1 怕峽又汲悴咖切益佣		
論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
こども家庭センターの普及、 連携体制、人材育成等につい て	・市町こども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた県の支援・取組を記載(小規模市町においても設置が促進されるよう支援策を記載) ・国において策定するこども家庭センターに関する指針等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討・市町送致を実施する際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備・市町職員に対する研修等の実施に当たっては、児童相談所職員と一緒に研修を行うこと等により児童相談所と市町とがお互いの専門性について理解を深める・関係する市町職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討	【現状】 設置状況 R6.4.1時点 26市町 【課題】 人材確保が困難(統括支援員、専門的な知識を有する者) 小規模自治体の場合、担当職員が 複数の業務を兼務しており、体制 として不十分
ヤングケアラーに対する支援について	こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携 体制を構築	【現状】 県ヤングケアラー支援推進方策に 基づき、相談窓口の運営、支援者 研修の開催、配食事業の実施を行 うほか、福祉・教育関係などの幅 広い支援者により構成する推進委 員会の開催等により多機関連携を 推進している。 【課題】 住民に身近な市町における取組 (相談窓口の設置や庁内連携)に バラツキがある。

2 市町のこども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組

①相談支援体制の整備

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
こども家庭センター(全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関)の 設置数	【同左】 市町こども家庭センターの設置数	
市町職員に対する研修の実施件数とその割合	市町合同研修の受講者数	市町合同研修は、全市町 を対象に毎年2回程度実 施していることから、受 講者数を指標とする
県と市町との人材交流の実施状況	【同左】 市町研修生の派遣市町数	
こども家庭センターにおけるサポートプランの 策定状況	サポートプラン(児童福祉法第10条第1項第4号に 規定する計画)策定の体制整備状況	母子保健法上、令和6年 4月改正児童福祉法施行 前から、支援プランを作 成することとしており、 この度新たに体制整備が 必要となるのは、児童福 祉に関する部分のみ

2 市町のこども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組

② 家庭支援事業等の整備

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
市町の家庭支援事業等の整備・充実について	・家庭支援事業を始めとした支援メニューの必要な事業量の確保・充実、利用促進等に向けた支援・取組状況の把握、必要な支援の検討・県の子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等を順次反映・県の子ども・子育て支援担当部局等は管内の市町の子ども・子育て支援担当部局等と連携し、助言等の支援・市町が子育て短期支援事業の委託先として里親等や児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親等や児童家庭支援センターの把握及び名簿の作成、市区町村への提供、委託の際の連携・協力	【現状】 子育て短期支援事業の実施状況 R6.4.1時点 38市町 【課題】 市町の子育て短期支援事業の専用居 室の整備及び専従職員の配置
母子生活支援施設の体制整 備・活用促進について	市町に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討	【現状】 県内(政令市・中核市を除く)に 2か所設置 【課題】 認可定員に対して、実際に入所措 置されている世帯が少ない

2 市町のこども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組

② 家庭支援事業等の整備

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭 支援事業の確保方策の達成率	【同左】 市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援 事業の確保方策の達成率	
市町における子育て短期支援事業を委託してい る里親等数	里親を子育て短期支援事業の委託先として体制整備 をしている市町数	里親における子育て短期 支援事業の受入数を増や すためにも、市町の実施 体制を整える必要がある。
市町における子育て短期支援事業を委託している児童家庭支援センター数	採用しない	県が所管する児童家庭支援センターは児童養護施設等と併設(隣接)しており、通常、児童養護施設等が短期入所の受入をしている。

2 市町のこども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
児童家庭支援センターの機 能強化に向けた県の支援・ 取組について	市町こども家庭センター、里親支援センター等を担うことや、児 童相談所からの在宅指導措置委託の積極的な活用などを念頭に置 いて機能強化を図る	【現状】 県内(神戸市・明石市を除く)に 6か所設置
		【課題】 こども家庭センター(児童相談所)、 市町の児童福祉担当部局等との一層 の連携
児童家庭支援センターの設 置に向けた県の支援・取組 について	児童家庭支援センター及び市町との連携を密にし、児童家庭支援 センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十 分に協議	【現状】 県内(神戸市・明石市を除く)に 6か所設置
		【課題】 こども家庭センター(児童相談所)、 市町の児童福祉担当部局等との一層 の連携 中核市が児童相談所設置後も県の 管内をフォローできる体制の構築

2 市町のこども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
児童家庭支援センターの設置数	【同左】 児童家庭支援センターの設置数	
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	【同左】 児童相談所からの在宅指導措置委託件数	
市町から子育て短期支援事業を委託されている 児童家庭支援センター数	採用しない	県が所管する児童家庭支援センターは児童養護施設等と併設(隣接)しており、通常、児童養護施設等が短期入所の受入をしている。

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
妊産婦等生活援助事業の整 備について	国において策定する実施要綱等をもとに、同事業の整備を着実 に進める。	【現状】 神戸市北区と姫路市において、二者 実施 【課題】 支援が必要な特定妊産婦の自立に向 けた各市町・民間支援団体・施設と の一層の連携
助産施設・助産制度の体制 整備と周知について	・助産施設の確保に取り組むこと ・制度の周知にも取り組むこと	【現状】 6施設12人定員(神戸市・明石市除 き)を確保 【課題】 特定妊婦等への制度周知
市町との連携等について	・県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市町の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築・児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修	【現状】 妊産婦等生活援助事業連携会議や母 子保健担当者会議において、県・市 町・民間支援団体等との情報共有を 実施 【課題】 県・市町の児童福祉担当部局、母子 保健担当部局との一層の連携
その他事業による支援体制の充実について	市町が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等の取組状況の把握、その充実に向けた支援等	【現状】 「予期せぬ妊娠SOS相談事業」により支援を必要とする妊産婦等の把握 【課題】 市町の取組状況の把握、必要があればさらなる充実について検討

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
妊産婦等生活援助事業の実施事業所 数	【同左】 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	
助産施設の設置数	【同左】 助産施設の設置数	
都道府県が主催する関係職員等への 研修の実施回数	県・市町を含む特定妊産婦等を支援する関係職員等 による情報共有のための会議等の実施回数	県・市町の児童福祉担当 部局と母子保健担当部局、 民間支援団体、各施設等 の連携により的確に支援 が必要な妊産婦等の支援 を推進するため

- Ⅲ 計画改定にあたっての留意事項と評価指標
- 4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

資料3のとおり

5 一時保護改革に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
一時保護の体制整備について	・国において策定する一時保護施設の設備・運営基準等を踏まえて、既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設等の確保数、一時保護に関わる職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載 ・こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする	【現状】 一時保護施設は中央こども家庭センターに1箇所設置、令和7年4月に川西こども家庭センターに新設予定 【課題】 中央こども家庭センター一時保護所は、居室が2~4人部屋となっており、個別対応が必要なこどもへの対応が困難な状況である
一時保護におけるこどもの最善の利益について	・こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等の確保を進める・一時保護施設内の学習支援の充実に努める・一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、一時保護施設内のルールが適切か、定期的に見直す	【現状】 令和6年4月の改正児童福祉法施行後、こどもの権利擁護・制限に関する説明に向けた体制整備を進めている 一時保護施設から原籍校への通学は、通学距離の観点から困難であり、リモート授業の実施に向けた体制整備を進めている 【課題】 一時保護中のこどもに対する通学や学習の支援について、里親等への一時保護委託も含めて検討が必要

5 一時保護改革に向けた取組

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
一時保護施設の定員数、一時保護施設の平均入 所日数・平均入所率	【同左】 一時保護施設の定員数、一時保護施設の平均入所日 数・平均入所率	
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設の定員数	一時保護施設及び一時保 護専用施設での一時保護 を原則とし、子どもの状 況に応じた最適な一時保 護を実施
一時保護施設職員の研修受講者数	【同左】 一時保護施設職員の研修受講者数	
第三者評価を実施している一時保護施設数	【同左】 第三者評価を実施している一時保護施設数	

6 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所として必要なケースマネジメントについて ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所として必要なケースマネジメントを行うために、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備を検討 ・代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備を検討 ・保護を検討 ・課題】長期措置を防ぐためのケスマネジメント専門チーム等のなは未整備である。

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
代替養育下における長期措置を防ぐためのケース マネジメントを行う専門チーム等の配置などの体 制の整備状況、里親等や施設の平均措置期間	【同左】 代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネ ジメントを行う専門チーム等の配置などの体制の整備 状況、里親等や施設の平均措置期間	

6 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
児童相談所における体制強 化について	・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置など、 連続性のある支援が実施できるような体制の整備 ・親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施	【現状】保護者支援を行うためのペアレントトレーニング等プログラム、動画を作成し、活用していく。 【課題】すべてのケースワーカーがプログラムを活用し、連続性のある支援が実施できるよう経験を積んでいく必要がある。
民間との協働による支援の 充実について	・児童相談所における支援の選択肢増や多様な立場からサポートできる体制づくり等のため、保護者支援プログラム実施団体等と協働・その際、児童相談所は民間団体等との協働による支援であることを十分意識した上で、コーディネート業務を適切に行う	【現状】比較的軽微なケースについて、ペアレントトレーニングプログラムを活用をする等、児童家庭支援センターへの委託により継続的な指導を行っている。 【課題】県と児童家庭センターが連携したペアレントトレーニング支援について継続した取組みを行っていくことが必要。
市町における支援体制の強 化と連携等について	・市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠 ・親子の課題等を市町こども家庭センターと適切に共有し、 サポートプランの策定に反映 ・都道府県全体として親子関係再構築支援の役割分担、連携体制 を検討し、市区町村をバックアップ ・都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援 方策を講じる等の主導的役割を発揮	【現状】市町でも活用しやすいペアレントトレーニング教材を作成し、研修を実施することで、質の差がない支援を実践していく。 【課題】県と市町が連携したペアレントトレーニング支援を継続的に実施していくための取組みが必要。

6 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
里親等や施設との協働によ る支援について	里親等や施設と協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくり	【現状】 里親・ファミリーホーム職員・施設職員において、子どもと実親の面会時や外出・外泊前後に、子どもの状況や実親への思い等を適宜確認 【課題】 児童相談所や里親支援センターと里親、ファミリーホーム、施設職員との更なる情報共有

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	【同左】 親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数	事業名変更
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	【同左】 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの 設置等の支援体制の整備状況	
親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施件数	【同左】 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等 の実施件数	
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等 に関する研修実施数、ライセンス取得数	【同左】 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関 する研修実施数、ライセンス取得数	
保護者支援プログラム等の民間団体等への委託件 数	【同左】 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託件数	1

6 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③ 特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方について	・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に 基づく支援の在り方に留意	【現状】 医療機関等と連携し、思いがけない妊娠等により養育が難しい妊婦と里親を早い段階で里親委託、特別養子縁組につなぐ仕組み(ひょうご里親委託・養子縁組推進システム)を運用 【課題】 特別養子縁組が可能なケースの更なる掘り起こしが必要
民間あっせん機関等との連 携等について	・適切な養子縁組里親が見つからない場合や養子縁 組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力 を得ることも有効	【現状】 (公社)家庭養護促進協会が実施する愛の手運動 の展開や養子縁組支援相談等の活動を支援 【課題】 民間あっせん機関との情報共有を密に行う必要 がある
広報の展開等について	全国で年間1,000人以上の特別養子縁組等の成立を目指し、広報の展開や民間あっせん機関との連携	【現状】 <同上>(公社)家庭養護促進協会が実施する愛の手運動を支援することで広報活動を実施 【課題】 <同上>民間あっせん機関との情報共有を密に行う必要がある

- 6 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 - ③ 特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
・児童相談所を通じた特別養子縁組等の成立件数 ・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組等の成立件数	県内の特別養子縁組等の成立件数	民間あっせん機関に対して、成立件数の報告を徹底するよう周知することで県内全体の成立件数を評価指標とする
児童相談所長による特別養子適格の確認の審判 の申立件数	採用しない	特別養子縁組が可能な ケースの更なる掘り起こ しにより取組を推進する ため
フォスタリング機関や乳児院、民間団体等によ る養子縁組の相談支援業務の委託件数	採用しない	特別養子縁組が可能な ケースの更なる掘り起こ しにより取組を推進する ため

- 7 里親等への委託の推進に向けた取組
 - ① 里親等への委託こども数の見込み等

資料3のとおり

7 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
包括的な里親等支援体制の整備について	里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措 置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構 築する必要がある	【現状】 令和5年度中に、西宮・川西・姫路・豊岡の各こども家庭センター管内に里親支援センターを設置 【課題】 市町こども家庭センターや里親支援専門相談員等との連携、役割分担の整理
里親支援センターの設置等に当たっての留意事項	・里親支援センターによる包括的な里親支援体制の構築等に当たっては、国において策定する実施要綱等を参照 ・里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、 フォスタリング機関の活用についても検討	【現状】 (同上)令和5年度中に、西宮・川西・姫路・豊岡の各こども家庭センター管内に里親支援センターを設置 【課題】 全てのこども家庭センター管内を里親支援センターがフォローできる体制の構築

7 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
里親支援センターの設置数	【同左】 里親支援センターの設置数	
フォスタリング機関の設置数	【同左】 フォスタリング機関の設置数	
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研 修以外の研修の実施数	【同左】 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以 外の研修の実施数	

- 8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - ①施設で養育が必要なこども数の見込み

資料3のとおり

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
乳児院、児童養護施設につ いて	・概ね5年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定 ・令和4年改正児童福祉法により、妊産婦等生活援助事業を制度 に位置づけたことも踏まえ、乳児院において、そのニーズに応じ て利用されるよう改めて周知	【現状】 県内(神戸市、明石市を除く)に、 乳児院は5か所、児童養護施設は 19か所設置 【課題】 引き続き、地域分散化及び多機能 化・機能転換が必要
母子生活支援施設について	妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、その二一 ズに応じて利用されるよう改めて周知	【現状】 県内(政令市・中核市を除く)に 2か所設置 【課題】 認可定員に対して実際に入所措置 世帯が少なく、妊産婦等生活援助事 業の実施主体と母子生活支援施設と の更なる連携が必要
地域支援・在宅支援の充実について	市町が行う家庭支援事業を施設にどの程度委託しているかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促していくとともに、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行う	【現状】 児童福祉法の改正により、新たな 市町村の事業として、家庭支援事業 が開始し、特に支援が必要な者に対 する利用勧奨・措置の制度が導入 【課題】 市町の取組状況の把握

8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
小規模かつ地域分散化した施設数及び同施設の 入所児童数	【同左】 小規模かつ地域分散化した施設数及び同施設の入所 児童数	
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相 談員、心理療法担当職員等)の加配施設数及び 加配職員数	【同左】 養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、 心理療法担当職員等)の加配施設数及び加配職員数	
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家 族療法事業等)の実施施設数	【同左】 養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療 法事業等)の実施施設数	
児童家庭支援センターの設置数	【同左】 児童家庭支援センターの設置数	
里親支援センター、里親養育包括支援(フォス タリング)事業の実施施設数	【同左】 里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリ ング)事業の実施施設数	
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	【同左】 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	
一時保護専用施設の整備施設数	【同左】 一時保護専用施設の整備施設数	
市区町村の家庭支援事業を委託されている施設 数(各事業ごと)	採用しない	市町での実施に向けた取 組みを優先

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

県こども家庭支援センター(児童相談所)が入所措置等を行った「年齢別の里親委託・入所措置児童等一覧」を基に、計画期間内(R7年度~R11年度)に18歳を迎える者の人数に、過去3年間に措置延長されている者の割合を考慮し、新たな社会的養護経験者を算定

自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込

年度別	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護経験者	74	71	75	90	95

(内訳等)

内容		R7	R8	R9	R10	R11
18歳を迎える者	1	68	73	81	108	89
措置延長 61.0%	②(①×0.61)	41	45	49	66	54
社会的養護経験者	3(1-2)	27	28	32	42	35
内容		R7	R8	R9	R10	R11
19歳を迎える者	4	46	41	45	49	66
措置延長 37.1%	\$(4×0.371)	17	15	17	18	24
社会的養護経験者	6(4-5)	29	26	28	31	42
内容		R7	R8	R9	R10	R11
内容 20歳を迎える者	7	R7 16	R8 17	R9 15	R10 17	
	⑦ ⑧(⑦×0.067)					R11
20歳を迎える者		16		15		R11 18
20歳を迎える者措置延長6.7%	®(⑦×0.067)	16 1	17 1	15 1	17 1	R11 18 1
20歳を迎える者 措置延長 6.7% 社会的養護経験者	®(⑦×0.067)	16 1 15	17 1 16	15 1 14	17 1 16	R11 18 1 17
20歳を迎える者措置延長6.7%社会的養護経験者内容	8(⑦×0.067) 9(⑦-8)	16 1 15 R7	17 1 16 R8	15 1 14 R9	17 1 16 R10	R11 18 1 17 R11

<参考資料>

令和5年度里親委託・入所措置児童等一覧 今和6年3月31日 時点

種別	年齢								
(生力)	12	13	14	15	16	17	18	19	20
児童福祉施設(①)	53	73	92	62	53	46	22	9	0
ファミリーホーム+里親(②)	15	16	16	19	20	22	24	7	3
合計 (①+②)	68	89	108	81	73	68	46	16	3

措置延長の割合(過去の里親委託・入所措置児童等一覧より推計)

内容	年齢				
, , , _	17	18	19	20	
R5年度の措置児童数	68	46	16	3	
割合:R5人数(年齢)÷R4人数(年齢△1)	ı	64.8%	38.1%	12.5%	
R4年度の措置児童数	71	42	24	1	
割合:R4人数(年齢)÷R3人数(年齢△1)	ı	57.5%	42.1%	7.7%	
R3年度の措置児童数	73	57	13	0	
割合:R5人数(年齢)÷R4人数(年齢△1)	-	60.6%	31.0%	0.0%	
R2年度の措置児童数	94	42	19	1	
_	ı	-	ı	ı	
	•		•	•	

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
児童自立生活援助事業につ いて	・9①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の実施箇所数の計画を策定・なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、管内の施設等の状況を踏まえつつ、事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画を策定	【現状】 県内(神戸市・明石市を除く) にⅠ型(自立援助ホーム)5か所、Ⅲ 型(児童養護施設等)2か所、Ⅲ 型(ファミリーホーム、里親)7か所設置 【課題】 自立援助ホームが阪神地域に集中していることから、他地域にも設置が必要。
社会的養護自立支援拠点事業について	・9①の項目の実情把握を参考とすることに加え、現に支援している関係者等からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定 ・関係機関への円滑な連携を行うための体制づくりについて検討・一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援の実施を検討	【現状】 ひょうご自立相談拠点(社会的養護自立支援拠点)として、県福祉センター内に1か所設置 【課題】 相談事例等に応じた、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援実施の検討が必要
社会的養護経験者等への自 立に向けた支援体制の強化 と連携等について	・国において策定する実施要綱等を参考として、関係機関との連携等について、支援体制等を検討 ・社会的養護経験者等を含む関係者が構成員となって組織される 社会的養護自立支援協議会の設置を積極的に検討	【現状】

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
児童自立生活援助事業の実施箇所数(I型〜Ⅲ型それぞれの受入人数の把握)	【同左】 児童自立生活援助事業の実施箇所数(Ⅰ型〜Ⅲ型そ れぞれの受入人数の把握)	
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	【同左】 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	県所管の地域については、 整備済
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携 体制	【同左】 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制	

10 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
児童相談所設置に向けた計画について	・令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す・中核市・特別区における設置に向けた具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定	【現状】 尼崎市が令和8年4月に児童相談所 の設置を予定している 西宮市も児童相談所設置を表明した が、設置時期は未定である 【課題】 施設が地域偏在しており、社会的養 護施設の受け皿確保の調整(定員協 定等)が必要

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
中核市・特別区における児童相談所の設置	【同左】 中核市・特別区における児童相談所の設置	

10 児童相談所の強化等に向けた取組

②県(児童相談所)における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
児童相談所の管轄人口につ いて	県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、 新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載	【現状】 県所管のすべての児童相談所について管轄人口は100万人を下回っている。 【課題】 なし
市町との連携について	市町支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、市町と連携体制の整備を図る	【現状】 配置基準に基づき、市町支援児童 福祉司を各児童相談所に配置している。 【課題】 市町との情報共有や連携体制の整 備を推進していく。

- 10 児童相談所の強化等に向けた取組
- ②県(児童相談所)における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

国が示す評価指標例	兵庫県の評価指標案	備考
児童相談所の管轄人口	【同左】 児童相談所の管轄人口	
児童福祉司、児童心理司の配置数	【同左】 児童福祉司、児童心理司の配置数	
市町支援児童福祉司の配置数	【同左】 市町支援児童福祉司の配置数	

11 障害児入所施設における支援

論点	計画改定にあたっての留意事項	現状・課題
障害児入所施設における支援について	・「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化が必要 ・各施設において、障害程度の多様化等に対応する専門的人材の 養成が必要	【現状】 入所児童の障害や課題行動の多様化、被虐待児の増加 県内 8施設 220名 うち小規模ケア加算申請 3施設 【課題】 社会的養護・愛着障害・強度行動障害等への幅広い課題に対して支援力が必要 ・障害程度の多様化でハード面、ソフト面ともに対応が困難